

## 掛川市公告

掛川市農業振興地域整備計画を変更するので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第13条第4項において準用する同法第11条第1項の規定に基づき公告し、変更後の農業振興地域整備計画書案及び変更理由を記載した書面（変更等理由書）を下記1により縦覧に供する。

なお、掛川市の住民（掛川市内に事務所を有する法人を含む。）は、変更後の農業振興地域整備計画案に対して意見があるときは、下記2により掛川市に意見書を提出することができる。

また、農用地区域内にある土地の所有者等（所有者又はその土地に関し法律上保護される権原を有している者）は、変更後の農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画に対して異議があるときは、下記3により掛川市に異議を申し出ることができる。

令和7年12月8日

掛川市長 久保田 崇

記

### 1 変更後の農業振興地域整備計画案及び変更等理由書の縦覧

#### (1) 縦覧期間

令和7年12月8日（月）から令和8年1月7日（水）まで

#### (2) 縦覧場所

掛川市役所（掛川市長谷一丁目1番地の1）

### 2 意見書の提出

#### (1) 提出先

掛川市役所産業経済部農林課（掛川市長谷一丁目1番地の1）

#### (2) 提出方法

提出先において配布する指定された意見書様式に必要事項を記入の上、提出先に持参し、又は郵送すること。

#### (3) 提出期限

令和8年1月7日（水）

(4) 注意事項

提出先、提出方法及び提出期限を遵守すること。

(5) 意見書の処理

提出された意見書についてはその要旨を取りまとめ、処理結果を農業振興地域整備計画を変更した旨の公告と併せて公告する。

3 異議の申出

(1) 申出先

2 の(1)参照

(2) 申出方法

申出先において配布する指定された異議申出書様式に必要事項を記入の上、申出先に持参し、又は郵送すること。

(3) 申出期限

令和8年1月22日（木）

(4) 注意事項

申出先、申出方法及び申出期限を遵守すること。